

新・町立真室川病院改革プラン

平成 29 年 3 月

町立真室川病院

目 次

第1章	はじめに	1
1	町立真室川病院を取り巻く状況	1
2	町立真室川病院の体制等	1
3	これまでの取り組み（前改革プランの実績と評価）	3
第2章	新改革プランの策定と基本的な考え	8
1	新・町立真室川病院改革プランの策定	8
2	本町における高齢者の状況及び 町立真室川病院が目指すべき姿	8
3	一般会計における病院事業への経費負担の考え方	9
第3章	地域医療構想を踏まえた役割の明確化	11
1	現状と課題	11
2	地域医療構想を踏まえた町立真室川病院の果たすべき役割	11
3	地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	11
第4章	経営の効率化	13
1	収支計画及び数値目標	13
2	数値目標達成に向けた具体的な取り組み	14
3	今後の診療所のあり方	15
第5章	再編・ネットワーク化	16
1	二次保健医療圏内におけるネットワーク化	16
2	もがみネットの活用	16
3	介護保険施設等との連携	16
第6章	経営形態の見直し	16
第7章	実施状況の点検・評価・公表	17
1	新改革プランの点検・評価	17
2	新改革プランの改定	17
3	新改革プランの公表	17
	用語解説	18

第1章 はじめに

1. 町立真室川病院を取り巻く状況

真室川町は、山形県の最北端の県境に位置し、西側と北側及び東側の三方が急峻な山地で、人口は、昭和30年の17,118人をピークに減少を続け、平成28年4月1日現在の住民基本台帳では8,295人と減少の一途にあり、更には少子高齢化が急速に進んでいる状況にあります。このような状況において、町立真室川病院は昭和31年に創設されて以来、関係機関との連携を図りながら高度医療、救急体制の整備の推進を行い、また地域住民に対する安全・安心・信頼性の高い医療の提供と医療ニーズの高い高齢者の一層の増加に対応すべく、住み慣れた地域での療養生活を支えるための在宅医療・介護等の連携体制を図りながら、地域医療の確保に努めてきました。また、厳しい経営状況下においても平成19年12月の総務省通知「公立病院改革ガイドライン」（以下、「前ガイドライン」という。）に基づく経営改革の取り組みで、一定の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、町立真室川病院は地域における基幹的な医療機関としての地域医療の確保のため重要な役割を果たしている一方で、へき地医療や救急などの不採算、医業収益の大幅な減少などによる経営の悪化、また重要課題でもある医師不足等により、今後の医療提供体制の維持に大きな影響を及ぼしかねない状況にあります。また多くの公立病院で医師不足等厳しい状況が依然として続いていることから、総務省は平成27年3月通知の「新公立病院改革ガイドライン」において「新公立病院改革プラン」の策定を要請しましたが、県の策定する地域医療構想の検討及び取組と整合的に行われる必要があるとしています。

このようなことから、前ガイドラインにおける「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の3つの視点に「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加え、町立真室川病院は病院事業経営の改革に総合的に取り組む必要があります。

2. 町立真室川病院の体制等

(1) 病床数 55床（一般病床：1人室11室・4人室11室）

(2) 診療科 内科・整形外科・耳鼻咽喉科

(3) 診療体制

町立真室川病院の診療体制については、内科は2名の常勤医師と5名の非常勤医師、整形外科は2名の常勤医師と4名の非常勤医師、耳鼻咽喉科は3名の非常勤医師で診療を行っています。

尚、医療従事者等については、次のとおりです。

(平成 28 年 9 月 30 日現在)

	人数 (人)		人数 (人)
常勤医師	4	診療放射線技師	2
非常勤医師	12	臨床検査技師	1
看護師	32	理学療法士	3
准看護師	5	管理栄養士	1
看護助手	5	事務員	4
薬剤師	2	その他	5

(4) 救急医療

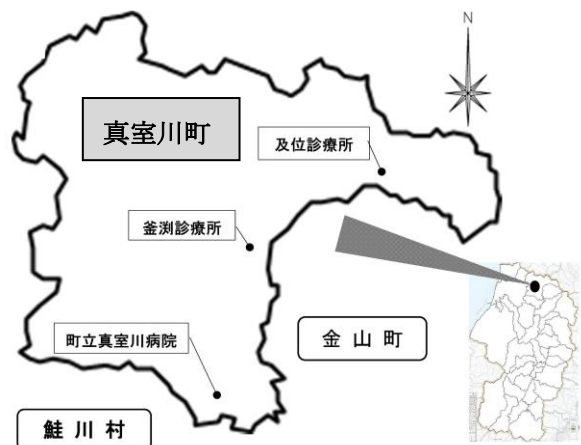
町立真室川病院は、町内唯一の救急告示病院であり真室川町のみならず隣接する鮭川村・金山町・新庄市の一部を医療圏として、真室川町の1次医療とともに最上北部地域の救急医療機関としての役割を果たしています。

尚、市町村別の救急患者数および比率は、次のとおりです。

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	延人数(人)	比率(%)	延人数(人)	比率(%)	延人数(人)	比率(%)
真室川町	1,486	77.4	1,713	78.4	1,446	75.8
鮭川村	229	11.9	223	10.2	217	11.4
新庄市	75	3.9	105	4.8	115	6.0
金山町	88	4.6	92	4.2	93	4.9
その他	43	2.2	51	2.4	37	1.9
合計	1,921	100.0	2,184	100.0	1,908	100.0

(5) へき地の医療

医療機関のない地域住民の医療を確保するため、釜淵診療所については週2回、及位診療所については週1回の診療を行い、地域に密着した医療サービスの提供に努めています。



	所在地	診療科目
釜淵診療所	真室川町大字釜淵 818-1	内科・整形外科
及位診療所	真室川町大字及位 424-19	内科

(6) 町内の医療施設

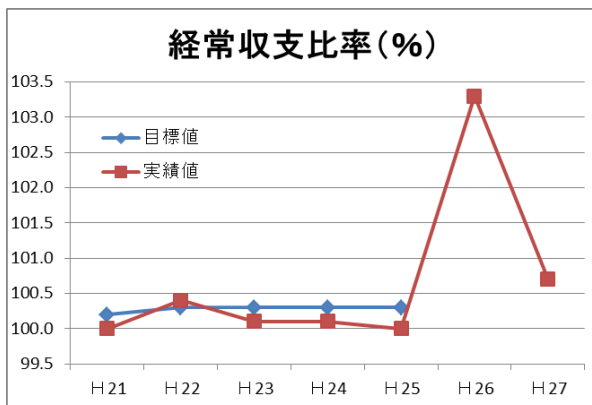
町立真室川病院及び2診療所のほか、真室川町内には一般診療所2施設と歯科診療所が2施設あり、連携を図りながら地域医療の確保に努めています。

3. これまでの取り組み（前改革プランの実績と評価）

町立真室川病院は前ガイドラインに基づき「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の3つの視点にたつて、平成21年3月に「町立真室川病院改革プラン」を策定し、平成21年度から平成25年度までの5年間、点検・評価を行いながら改革に取り組んできました。

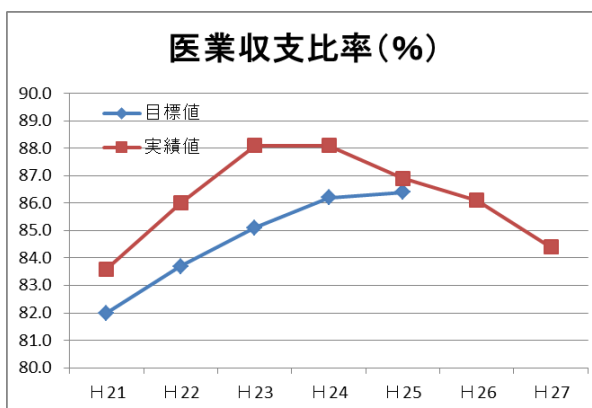
(1) 経営の効率化

- ① 経営指標の数値目標と実績（別添資料1）
- ② 実績に対する評価・意見等



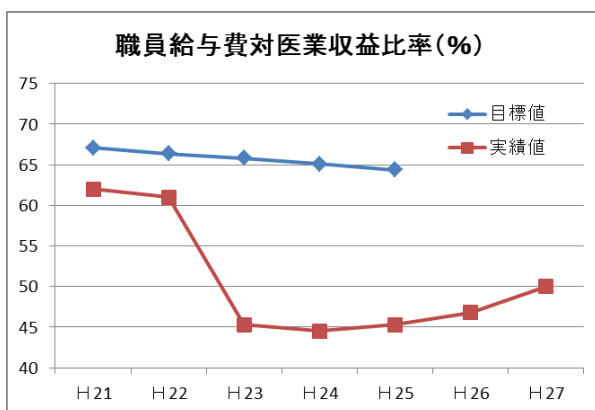
<評価・意見等>

一般会計からの繰り出しを減少させるため、これまで以上に経費削減に努めると共に、収益にも大きく影響する医師確保に全力をあげること。



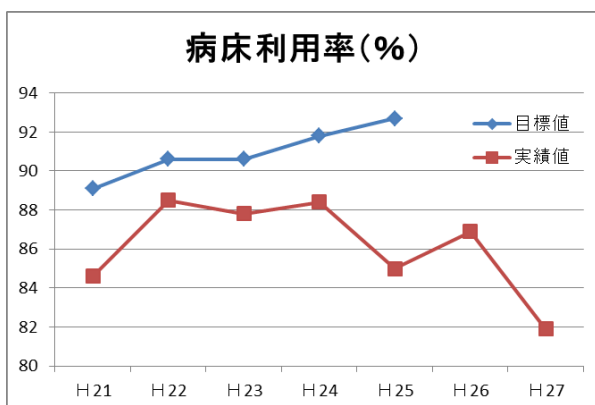
<評価・意見等>

収益の安定的確保のため、今後も継続し医師確保を図る必要がある。また、さらなる経費の節減に努めるとともに、患者に信頼、親しみを持たれるための職員教育の徹底を図ること。



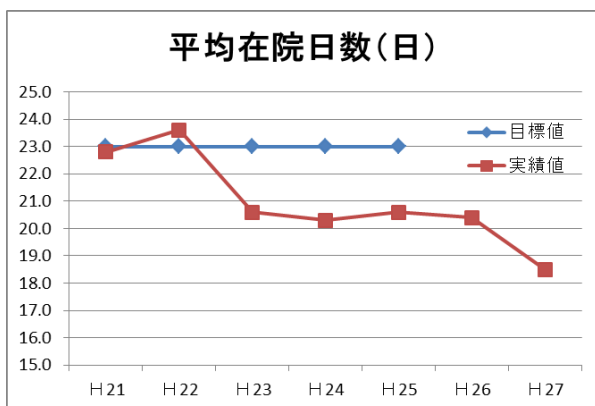
<評価・意見等>

職員給与は年々増加傾向にあったが、平成 23 年度に嘱託職員、臨時職員の給与費の基本的な考えに変更が生じ、その他経費となったため比率低下となった。平成 23 年度以降を基準に適正化を図ること。



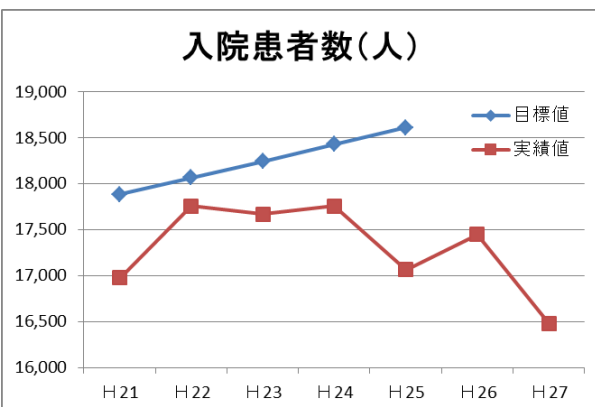
<評価・意見等>

入院基本料 13 : 1 を維持すると共に、適正な入院体制を堅持する。



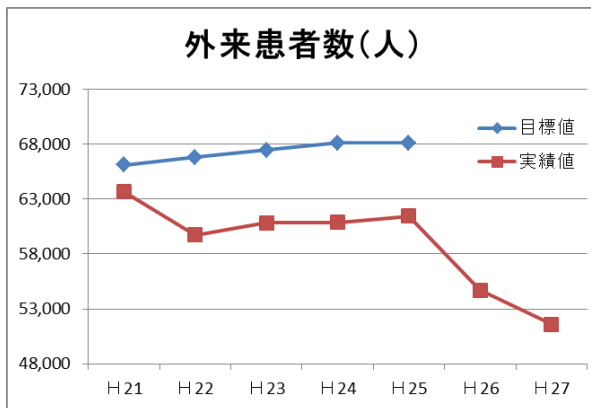
<評価・意見等>

毎月の入院状況を細やかにチェックするとともに、患者への適正な退院指導を行い、入院基本料 13 : 1 の算定基準 (24 日以内) を維持している。



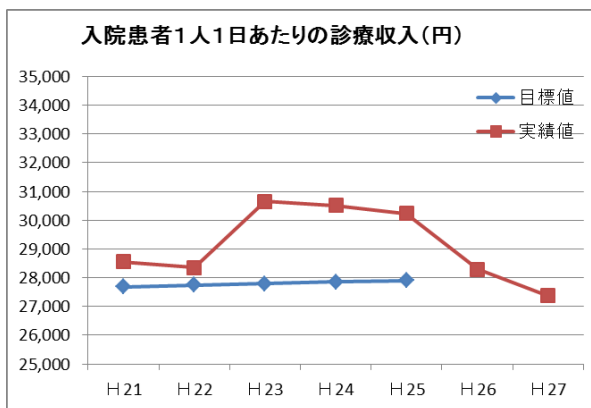
<評価・意見等>

平成 25 年度目標値は、18,610 人であるのに対し実績は 17,064 人であった。入院基本料 13 : 1 の維持をめざし新規患者の拡大を目指す。



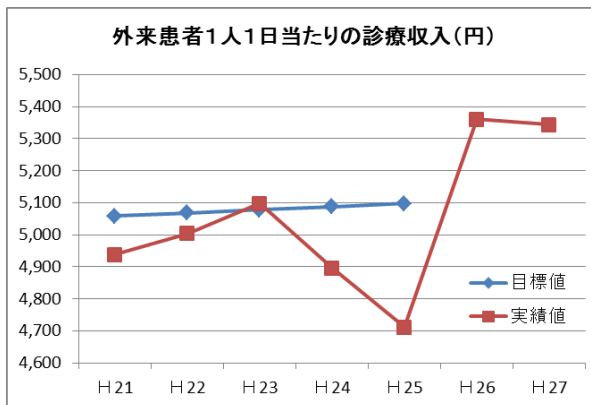
<評価・意見等>

平成 25 年度目標値は、68,817 人であるのに対し実績は 61,462 人であった。常勤医師の確保を行い、町内患者が他市町の病院等に行かなくても診察ができる体制の強化を図る。



<評価・意見等>

診療報酬基準の細部点検を行い診療報酬の確保対策を講じる。



<評価・意見等>

適正な診療を堅持しながら診療報酬確保対策を講じる。

(2) 数値目標に向けた具体的な取組と成果

① 収入の増加及び確保対策

取 組 内 容
①入院基本料13：1 を維持し診療報酬の安定化を図る。 ②内科医1 名を確保し、内視鏡検査の充実、禁煙外来の実施、CT・MRI の稼働率を高めることで外来収益の増額を図る。 ③継続的な督促はもとより他部局と連携した滞納対策を図ると共に未収金の発生を防ぐ対応も併せて実施する。



取組内容と評価・成果等
①入院の状況は、診療単価及び平均在院日数は計画より良くなっているが病床利用率が計画を下回っている。平均在院日数については、引き続き入院患者に応じた適正な退院管理を行っていく。 ②内科医の確保が最大の課題である。CT・MRI の撮影件数は前年度に比較し、CT は若干上向きとなっている。 ③定期的に督促状は出しているが督促状だけでは大きな効果は望めない。高額滞納者には分割納入を促している。未収金の発生を防ぐ対策を他会計と連携・推進している。

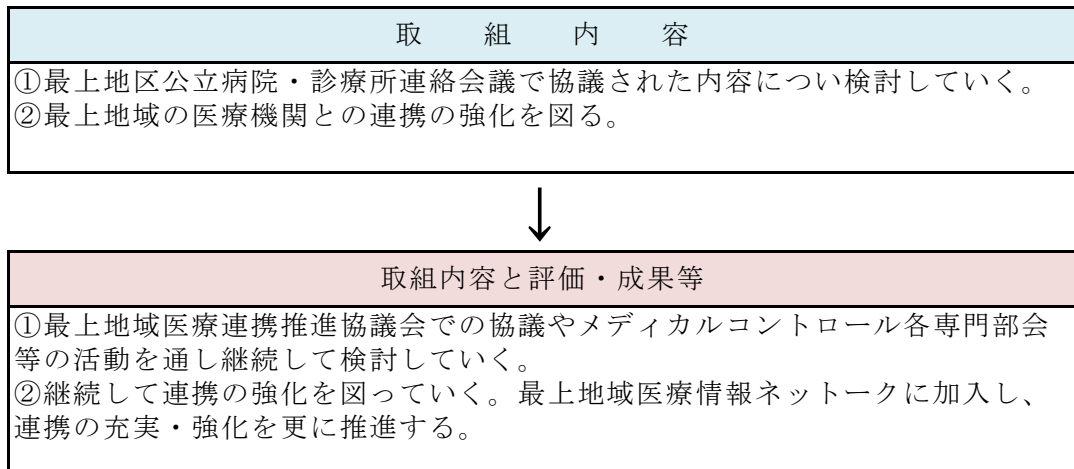
② 経費削減・節減及び抑制対策

取 組 内 容
①薬品・診療材料の在庫管理の適正化を図り節減に努める。 ②後発医薬品を導入しコスト削減を図る。 (有効性・安全性・安定供給を評価) ③委託料、賃借料の見直しを行い削減に努める。 ④消耗品、光熱水費、燃料費等の削減に取り組む。

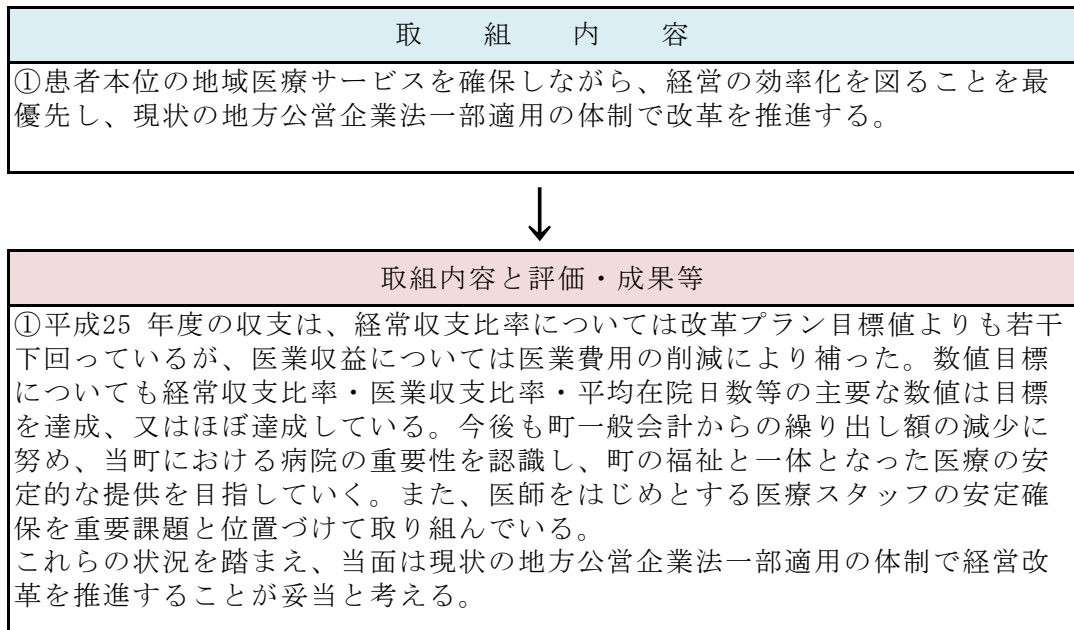


取組内容と評価・成果等
①薬品・診療材料費は、入院患者数、手術件数が減少したことにより減少している。今後も継続して在庫管理、経費節減の徹底を図り経費の節減に努める ②薬事委員会において後発医薬品を選定し、コスト削減に努めているが、現在はすべての後発薬の使用を可能としている。 ③委託料については、入院患者数の減少等により検査等の委託料が減少し、全体として前年度を下回っているが、今後も継続して削減に努めていく。賃借料も、前年を下回っているが、今後も見直し等も含め削減に努めていく。 ④光熱水費は、前年度を大きく上回っている。特に燃料費についても価格の高騰により増加している。引き続き患者に不快感を与えないよう注意しながら経費の削減に努めていく。

(3) 再編・ネットワーク化



(4) 経営形態等の見直し



(5) 総合評価

「平成25年度の改革プランは概ね達成しているとの評価ができるが、基本となる医師配置については、山形大学医学部附属病院、県の地域医療支援機構を通じた県立新庄病院からの応援医師派遣を受けた不安定な診療体制によるものであり、診療所への医師派遣を行っている現状、町内開業医の高齢化や、消費税増額など、経営環境の大きな変化に対処し、町民が安心できる診療体制を築くためには、町立病院独自で医師標準数を確保することが不可欠であると考えます。経営の安定化に欠くことのできない内科常勤医師確保のため、今後も町としての最重要課題と位置づけ、全力を挙げて取り組んでもらいたい。

厳しい運営状況ではあるが、これまで改革プラン目標達成に向け取り組んできた収入

の確保対策や経費の節減・抑制対策などの積極的な取り組みをさらに推進し、改革プランの終了する平成26年度以降についても、一層の経営健全化を図ると共に、地域の方々に適時・適切な医療で、安全・安心を提供する病院として、町保健・福祉行政と一体となった地域密着型の包括的な保健・医療・福祉を推進するために全職員が一丸となって努力することを望むものである。」との評価でありました。

第2章 新改革プランの策定と基本的な考え

1. 新・町立真室川病院改革プランの策定

町立真室川病院は、平成27年3月通知の新公立病院改革ガイドラインに基づき、前町立真室川病院改革プランの評価及び現状の分析を踏まえた上で、1. 地域医療構想を踏まえた役割の明確化、2. 経営の効率化、3. 再編・ネットワーク化、4. 経営形態の見直し、以上の視点にたって方向性を示していきます。

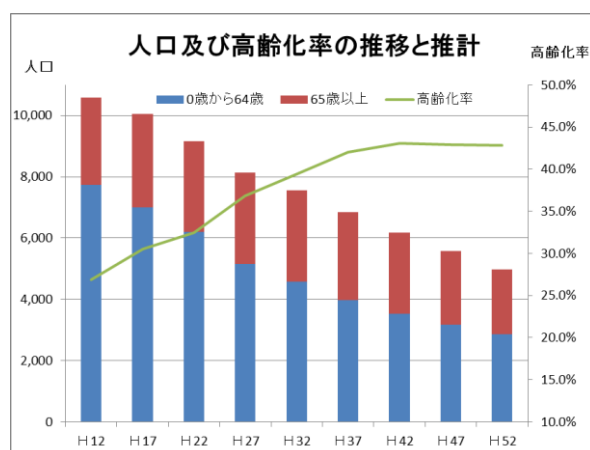
本改革プランにおいて、今後更なる改革に取り組むことで病院経営の安定化を図り、持続可能な経営を確保すると共に現在抱える多くの課題解決を目指し、地域における良質な医療を提供するものであります。

尚、新改革プランの計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

2. 本町における高齢者の状況及び町立真室川病院が目指すべき姿

本町の人口は、今後さらに減少する見通しで、平成52年の推計では4,986人にまで減少し、平成27年比で63.2%も減少する推計となっています。また、少子高齢化もさらに進み高齢化率は40%以上に増加する見通しになっています。

町立真室川病院は、今後もこれまでと同様に地域における必要な医療を提供することが重要であると考えます。



しかしながら、へき地診療や救急体制の充実、高度・先進医療の提供による不採算要因は多く存在し、このような状況の中でも安定した病院経営のもと地域医療の重要な役割を継続的に担っていく必要があることから、改革を行っていくものであります。

また、医療法に基づく県の地域医療構想は地域における医療体制の確保という目的は共通していることから、今後の病院改革は地域医療構想の検討及び取組と整合的に行います。

今後、町立病院としていつでも安心して医療が受けられるよう医療体制の整備を進め、高齢社会に対応した地域包括ケアシステムを確立するため、総合保健施設と高齢者福祉施

設を併設した「ヘルスケアセンターまむろ川」の機能向上に努めます。また、山形大学医学部附属病院や県立新庄病院との連携を持ちながら地域の一次並びに二次医療を担うとともに、地域包括ケアシステムの中核として在宅医療、訪問看護やリハビリテーション等のさらなる充実に努めていきます。

【人口の動向】

	昭和 30 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人数(人)	17,118	10,592	10,054	9,165	8,137

【将来人口の推計】

	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
人数(人)	7,549	6,844	6,187	5,574	4,986

【65 歳以上人口と高齢化率】

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口(人)	2,847	3,062	2,976	2,993
比率(%)	26.9	30.5	32.5	36.8

【65 歳以上人口の将来推計】

	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
人口(人)	2,972	2,875	2,664	2,391	2,136
比率(%)	39.4	42.0	43.1	42.9	42.8

資料：総務省「国勢調査」、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人数」

3. 一般会計における病院事業への経費負担の考え方

病院事業会計への一般会計からの負担は、総務副大臣通知の「地方公営企業繰出金について」による繰出基準を基本としますが、救急医療の確保に要する経費や不採算地区病院に要する経費など、基準額では不足する部分が多く、一般会計からの実繰入額は町財政当局との協議により決定しています。今後、繰出基準を基本としながらも、病院事業の財政収支バランスを考慮しながら実繰入額の抑制に努めていきます。

【一般会計繰出基準】

項 目	繰 出 基 準	
救急医療の確保に要する経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	救急病床数 2 床 ×1,697 千円 +32,900 千円
公立病院附属診療所の運営に要する経費	運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	全額
保健衛生行政事務に要する経費	集団健診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	全額
医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰出すための経費	所要額の 1/2
職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業の経営の健全化に資するため、経常収支の不足額を生じている病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額 【前々年度における経常収支の不足額を限度とする】	全額
職員の児童手当に要する経費	① 0 歳～3 歳未満の児童を対象とする給付に要する額の 15 分の 8 ② 3 歳～中学校終了までの児童を対象とする給付に要する額 【①②とも特例給付を除く】	①15 分の 8 ②全額
公立病院改革の推進に要する経費	新公立病院改革プランの実施に伴う必要な経費	全額
不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院の運営に関する経費のうち、これに伴う収入を持って充てることができないと認められるものに相当する額	病床数 1 床当り 1,263 千円
企業債償還に要する経費【元金】【利子】	病院企業債に係る元利償還金のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	2/3 (H15 以降 1/2)

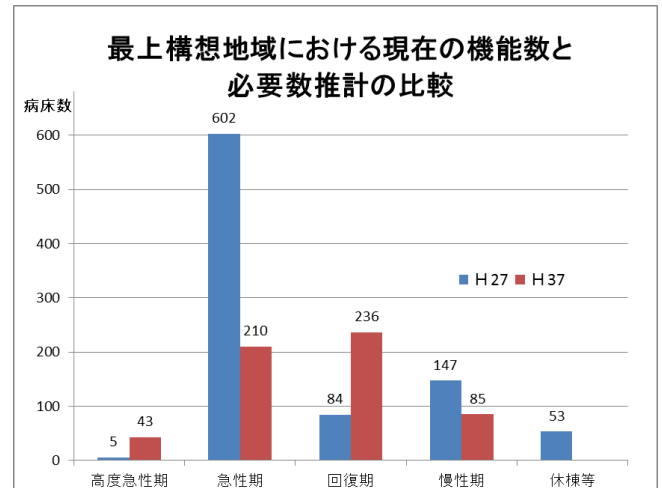
第3章 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

1. 現状と課題

山形県の地域医療構想においては、2025年（平成37年）に必要とされる県全体の病床数推計9,267床に対して、平成27年7月1日現在で11,716床となっており、高度急性期・急性期病床が過剰、回復期病床が不足することが課題とされています。

山形県は課題の解決策として、高度急性期・急性期機能については、三次医療機関等を中心に、回復期・慢性期の病床機能については、二次医療機関を中心にそれぞれ役割分担を行っていくなどの「病床機能の分化・連携」、「在宅医療の拡充」、「人材の確保・育成」を示しています。

一方、最上構想区域においても、人口減少に伴う入院患者数の減少により、県立新庄病院をはじめとする急性期の病床機能を有する病院の一部では病床利用率が低い状況にあり、必要病床数574床に対し891床となっており、急性期病床が過剰、回復期病床が不足と示されています。なお、町立真室川病院の現在の病床機能である急性期病床については、392床が過剰と示されています。



2. 地域医療構想を踏まえた町立真室川病院の果たすべき役割

町立真室川病院は、課題解決に向け円滑な在宅医療への移行を進めるため、急性期病床から地域包括ケア病床への一部転換も見据え、地域に必要な診療機能に重点化を図るため、患者の動向を見ながら縮小も含めた、病床規模の適正化を検討していきます。

当町のへき地診療においては、在宅医療・訪問看護等による地域医療の確保が重要であることから、在宅医療に対する家族の理解を深め、安心して地域で暮らせるように看取りを含む在宅医療の体制づくりを推進していきます。

また、訪問看護ステーションサテライト事業所に対して積極的に協力していきます。

3. 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

今後、高齢化率は急速に上昇することに加え、認知症高齢者や65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯は増加していくと見込まれます。このような状況の中で地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

当町において地域包括ケアシステムを推進していくにあたり、地域包括支援センターを中心とし、町立真室川病院、県立新庄病院、介護保険施設等と連携体制を確立し保健、医療、

福祉等における情報の共有化、多職種との連携による在宅医療の推進などサービスの充実を図ります。また各関係機関の職員が知識向上と相互理解を深めながら、少子高齢化による一人暮らし、閉じこもりなど多様化・複雑化する地域の課題に対応するため様々な側面から地域住民ひとりひとりへ質の高いサービスを今後も継続して提供し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【介護・福祉施設の状況】

介護保険事業所一覧

(平成28年1月現在)

分類	事業所の名称	定員等
居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所「ゆうゆう」	
	ふれあい鮭川指定居宅介護支援事業所	
	福寿荘居宅介護支援事業所	
地域包括支援センター	真室川町地域包括支援センター	
通所介護	老人デイサービスセンター「ゆうゆう」	25
	デイサービスセンターやすらぎ	35
	パワーリハビリテーションやすらぎ	40
	デイサービスセンター ぱれっと	30
通所リハビリテーション	通所リハビリテーション梅花苑	20
訪問介護	ホームヘルパーステーション「ゆうゆう」	
	ふれあい鮭川訪問介護事業所	
	ホームヘルパーステーションぱれっと	
訪問看護	町立真室川病院	
介護老人保健施設	介護老人保健施設梅花苑	100
老人福祉施設	特別養護老人ホーム「悠悠」 ^{ゆうゆう}	56
	地域密着型特別養護老人ホーム「悠悠」	20
	特別養護老人ホーム福寿荘	100
有料老人ホーム	イーブンヒルズやすらぎ	20部屋
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム)	ウェルケアリビングやすらぎ	30床
短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所「悠悠」 ^{ゆうゆう}	4
	福寿荘指定短期入所生活介護事業所	5
短期入所療養介護	短期入所療養介護事業所 梅花苑	変動型

第4章 経営の効率化

1. 収支計画及び数値目標

新改革プランの計画期間（平成28年度～平成32年度）における収支計画は別添資料2のとおりです。また経営指標に係る数値目標は次のとおりです。

(1) 経常収支比率 (%)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
100.2	100.2	100.1	100.2	100.1

(2) 医業収支比率 (%)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
79.9	77.0	77.1	75.8	75.3

(3) 職員給与費対医業収益比率 (%)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
54.1	54.4	54.8	55.2	55.6

(4) 病床利用率 (%)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
80.0	80.1	80.2	80.0	80.3

(5) 入院患者数 (人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
16,060	16,076	16,092	16,108	16,124

(6) 外来患者数 (人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
51,936	51,832	51,728	51,625	51,522

(7) 紹介率 (%)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
10.0	10.0	11.0	11.0	11.0

(8) 逆紹介率 (%)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
15.8	16.2	16.2	16.5	16.5

2. 数値目標達成に向けた具体的な取り組み

(1) 医師及び医療スタッフの人材確保

これまで医師確保を最重要課題として山形県、県立新庄病院、山形大など各関係機関への医師派遣の積極的な働きかけとともに、過去に当院で勤務経験のある医師への勤務要請、退職予定医師に対する勤務継続の要請、院長自らが調整役となって山形大学蔵王協議会を通じて、医局に医師派遣の要請を行うなどあらゆる医師確保対策を講じてきました。

今後も町立真室川病院の最重要課題として位置づけ、継続した取組を行います。またホームページ等を活用し、採用に関する情報提供を随時行うことで、医師及び医療スタッフの確保に結び付けていきます。また、新たに赴任した医師に対する医師住宅の新築など医師の厚遇化に努めます。更には、積極的に研修医や医学生の受け入れ、人材の育成と定着を目指していきます。

現在、町立真室川病院は山形県よりへき地等病院医師配置標準特例許可を受けている状況にあります。特例許可を受けることで3年間医師標準数の基準が緩和されます。もし仮に医師充足率が70%以下となった場合、現在の施設基準である13:1入院基本料を算定することができなくなるなど、病院経営に大きな影響を及ぼすこととなります。特例許可の継続はあくまで臨時的な措置であることから、更なる医師確保対策として県立新庄病院が中心となって進めている総合診療医の育成プログラムへの協力、県（最上総合支庁）等と連携した自治医科大卒医師や修学資金貸与医師等の医師確保に取り組んでいきます。また、県や県立新庄病院への医師確保に向けた働きかけを継続するとともに、山形大学への院長自ら直接行う医師派遣要請や勤務中の非常勤女性内科医師への常勤医師就任要請、医師紹介業者へのアプローチについて今後とも引き続き力を入れていきます。そして、新たな取組みとして最上地域や庄内地域の医療機関、秋田県内の医療機関にも非常勤医師の派遣依頼ができないか検討していきます。更に中長期的な取組みとして、中学生・高校生にインターンシップ等を通じたへき地医療の重要性を学ぶ機会を設け、医学への関心を高めることで、将来の真室川町を担う医療人材の確保に向けた取組みも行っていきます。

(2) 医療経営の向上と職員の人材開発

職員全体が病院の経営状況の現状把握に努め、民間病院との比較等を通して病院事業に対する経営の意識高揚を図ります。また、特に業務として経営に直接携わる職員のスキル向上を図っていきます。

(3) 収益の増加

①入院基本料13:1の維持

②他科病床の利用、事前入院予約の不許可、午前退院・午後入院の推進、救急患者優先などの効果的な病床利用率向上の推進

- ③適時の督促、訪問徴収等による未収金対策の徹底・強化
- ④技術職員増員による CT・MRI の稼働率向上
- ⑤診療報酬の査定減点の原因分析
- ⑥他医療機関との連携を更に強めるための患者紹介率・逆紹介率の向上
- ⑦診療報酬改定による新たな施設基準に対応するための職員の知識向上
- ⑧スタッフの接遇向上等における快適な環境の構築による選ばれる病院づくり
- ⑨ホームページ等を活用した情報発信の充実やかかりつけ医推進による患者確保
- ⑩再来院患者に対する適正な検査による外来患者診療収入の増
- ⑪外来患者に係る診療収入額の分析

(4) 効率的な業務体制の整備及び経費の節減

- ①業務改善や効率化を図るための電子カルテ導入の検討
- ②日常業務における電子化等による業務改善
- ③経費、材料費等のコスト削減に対する職員意識の醸成
- ④ジェネリック医薬品の使用、医薬品適正使用の推進等による薬品費の削減
- ⑤薬品及び材料に係る業者との価格交渉による抑制
- ⑥委託業務及び賃借料の見直し、長期継続契約による削減・抑制
- ⑦継続的な光熱水費や消耗品費の削減

3. 今後の診療所のあり方

釜淵・及位の両診療所については、地域包括ケアシステムを構築したうえで、地区住民の意見を踏まえつつ、当院の在宅医療機能の充実を図りながら病院勤務医の負担軽減の観点からも「廃止」もしくは「一つの診療所に統合」等の方向性を模索していきます。

第5章 再編・ネットワーク化

1. 二次保健医療圏内におけるネットワーク化

基幹病院である県立新庄病院を中心に各施設の役割分担を明確にして、連携を強化することで紹介率・逆紹介率の向上を図るとともに患者のニーズに合った医療、切れ目のない安全・安心の医療を提供します。

また、電子カルテ導入の検討を行い、患者情報の共有化による効果的な医療を目指し、更に質の高い医療提供に努めます。

2. もがみネットの活用

もがみネットの活用により医療連携の強化を図ります。尚、現在もがみネットは基幹病院である県立新庄病院における患者情報の閲覧のみが可能となっていますが、今後、二次保健医療圏内の病院における患者情報の共有化に向けて検討していきます。

3. 介護保険施設等との連携

地域医療構想を踏まえ、二次保健医療圏内の全医療機関及び介護保険施設等と連携していきます。

第6章 経営形態の見直し

どの地域においても最適な保健・医療・福祉サービスが提供されることが望まれておりますが、当町のような山間・へき地では民間の医療機関から提供される医療サービスは限られており、不採算医療などをはじめとする地域医療全般については、行政側の支援を受けながら町立病院が提供しなければならない状況にあります。このことを踏まえた上で、前町立真室川病院改革プラン評価委員会において様々な経営形態における利点や課題の整理、見直し等の検討を行いました。その結果、積極的な医療情報を提供し患者本位の地域医療サービスを確保しながらより一層の経営の効率化を図るため、柔軟性をもった病院経営が出来る地方公営企業法一部適用を継続し、改革を推進して行く決定をした経過があります。

このようなことから、今後も町立真室川病院が経営するうえで最適とされた経営形態を継続していく一方で、他医療機関が採用している地方公営企業法の全部適用等について比較検討していきます。また、二次保健医療圏全域を対象とした「地域医療連携推進法人」の設立も視野に入れ、今後、町立真室川病院がどのような方向へ向かうべきなのか考えていきます。

第7章 実施状況の点検・評価・公表

1. 新改革プランの点検・評価

新改革プランの実施状況については、評価の客観性を確保するため「新・町立真室川病院改革プラン評価委員会」を組織し、年1回以上の点検・評価を行います。

2. 新改革プランの改定

新改革プランの点検・評価の結果、目標の達成が著しく困難であると認められた場合、また地域医療構想と齟齬が生じた場合は、新改革プランの改定を行っていきます。

3. 新改革プランの公表

新改革プランの実施状況については、町広報や町立真室川病院ホームページ等において公表します。

【用語解説】

診療報酬	病院・診療所等が行った医療サービスに対する報酬で、公的医療保険のもと、病院・診療所等の保険医療機関が診療、検査、投薬などの保健診療を行った際にその対価として保険者から医療機関に支払われる法定の報酬をいいます。
保健医療圏	地域住民の方々に保健医療サービスを適切に提供するため、保健医療資源の有効活用と保健医療機能の効率的・効果的な整備促進を図るため県が設定する圏域のことです。 一次保健医療圏は真室川町全域です。 二次保健医療圏は最上1市4町3村の区域を設定しています。
急性期	主に病気のなり始めで比較的症状の激しい時期を指します。 一般的に処置・投薬・手術を集中的に行う1ヶ月程度の時期を言います。
回復期	急性期の状態を脱してから慢性期に移行するまでの回復過程をとる期間の医療。
慢性期	症状の激しい時期（急性期）を過ぎて、症状が安定している時期を言います。
療養病床	症状は安定しているが医療行為が必要な慢性期の患者が、リハビリ等を継続して行い家庭で自立した生活が送れるよう支援する病床です。 療養病床には、医療保険適用の医療型療養病床と介護保険適用の介護型療養病床の2つに区分されています。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が遅れるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援等が一体的に提供される体制のことです。
地域包括ケア病床	入院治療後、病状が安定した患者に対してリハビリ退院支援や退院支援など効率的かつ密度の高い医療を提供する、在宅復帰支援のための病床
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、町に設置しています。
紹介率・逆紹介率	紹介率とは、他医療機関から町立真室川病院へ紹介された患者の割合、逆紹介率とは、町立真室川病院から他医療機関へ紹介した患者の割合を示す指標です。他医療機関との連携状況の目安となります。
後発医薬品	「ジェネリック医薬品」とも言います。成分そのものや製造方法等特許権が消滅した先発薬品を、他のメーカーが製造した同じ主成分を含んだ医薬品を言います。薬品単価が大幅に低減されますが、諸外国に比べて日本では普及があまり進んでいません。
もがみネット	患者の診療情報を最上地域の医療機関で共有できるネットワークシステムです。

訪問看護 ステーション	病気や障害を持った人が地域や家庭で療養生活が遅れるよう、看護師等が訪問し看護ケアなど、自立のための支援サービスを提供する拠点施設です。
経常収支比率	病院が安定した経営を行うための財政基盤を確保するために、人件費などの支出に一般財源からの繰入収入がどの程度充当されているかを示す数値です。 この比率が100%以上であることが健全とされています。 (経常収益÷経常費用) ×100
医業収支比率	医業費用が医業収益によってどの程度賄われているかを示す数値です。 この比率が100%以上であることが健全とされています。 (医業収益÷医業費用) ×100
職員給与費 対医業収益比率	職員給与費と医業収益を対比し、本来業務での収入に占める職員給与費の割合を示すものです。 (職員給与費÷医業収益) ×100
病床利用率	病院の病床がどの程度効率的に稼働しているかを示す指標です。 (年延入院患者数÷年延病床数) ×100
平均在院日数	入院患者が入院している平均を示すもので、ある月の入院患者延数を当該月の入院患者、退院患者の平均値で除した日数です。
一次医療	一般的な疾病や軽度の外傷などに対する診療や治療を行うことです。 具体的には診療所で町内では釜淵・及位診療所や民間の医院が該当します。
二次医療	一次医療機関では診療が難しい患者や中程度の傷害や疾病の診療や治療を行うことです。 高度な医療機器等を要しますが一般的に広く行われている医療です。 具体的には一般病院で町内では町立真室川病院が該当します。
地方公営企業法	地方自治体が公共の福祉増進のために経営する企業のうち、病院事業や水道事業等に適用される法律です。
地域医療連携推進 法人	地域で医療機関を開設している複数の医療法人などが参画して新たな法人を作り、複数の医療機関や介護施設を一体的に運営するものです。

別添資料1

項 目		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
		前町立真室川病院改革プラン						
経常収支比率 (%)	目標値	100.2	100.3	100.3	100.3	100.3	-	-
	実績値	100.0	100.4	100.1	100.1	100.0	103.3	100.7
	対前年比 (実績値)	-	0.4	△ 0.3	0.0	△ 0.1	3.3	△ 2.6
	対H21比 (実績値)	-	-	0.1	0.1	0.0	3.3	0.7
医業収支比率 (%)	目標値	82.0	83.7	85.1	86.2	86.4	-	-
	実績値	83.6	86.0	88.1	88.1	86.9	86.1	84.4
	対前年比 (実績値)	-	2.4	2.1	0.0	△ 1.2	△ 0.8	△ 1.7
	対H21比 (実績値)	-	-	4.5	4.5	3.3	2.5	0.8
職員給与費対医業 収益比率 (%)	目標値	67.1	66.4	65.8	65.1	64.4	-	-
	実績値	61.0	61.0	45.3	44.1	45.3	46.8	50.0
	対前年比 (実績値)	-	0.0	△ 15.7	△ 1.2	1.2	1.5	3.2
	対H21比 (実績値)	-	-	△ 15.7	△ 16.9	△ 15.7	△ 14.2	△ 11.0
病床利用率 (%)	目標値	89.1	90.6	90.6	91.8	92.7	-	-
	実績値	84.6	88.5	87.8	88.5	85.0	86.9	81.9
	対前年比 (実績値)	-	3.9	△ 0.7	0.7	△ 3.5	1.9	△ 5.0
	対H21比 (実績値)	-	-	3.2	3.9	0.4	2.3	△ 2.7
平均在院日数 (日)	目標値	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	-	-
	実績値	22.8	23.6	20.6	20.3	20.6	20.4	18.5
	対前年比 (実績値)	-	3.5	△ 12.7	△ 1.5	1.5	△ 1.0	△ 9.3
	対H21比 (実績値)	-	-	△ 9.6	△ 11.0	△ 9.6	△ 10.5	△ 18.9
入院患者数 (人)	目標値	17,885	18,064	18,244	18,430	18,610	-	-
	実績値	16,977	17,757	17,667	17,757	17,064	17,446	16,478
	対前年比 (実績値)	-	4.6	△ 0.5	0.5	△ 3.9	2.2	△ 5.5
	対H21比 (実績値)	-	-	4.1	4.6	0.5	2.8	△ 2.9
外来患者数 (人)	目標値	66,136	66,797	67,465	68,137	68,137	-	-
	実績値	63,673	59,714	60,822	60,869	61,462	54,698	51,600
	対前年比 (実績値)	-	△ 6.2	1.9	0.1	1.0	△ 11.0	△ 5.7
	対H21比 (実績値)	-	-	△ 4.5	△ 4.4	△ 3.5	△ 14.1	△ 19.0
入院患者1人1日 当たりの診療収入 (円)	目標値	27,685	27,740	27,795	27,850	27,905	-	-
	実績値	28,551	28,354	30,646	30,516	30,239	28,295	27,382
	対前年比 (実績値)	-	△ 0.7	8.1	△ 0.4	△ 0.9	△ 6.4	△ 3.2
	対H21比 (実績値)	-	-	7.3	6.9	5.9	△ 0.9	△ 4.1
外来患者1人1日 当たりの診療収入 (円)	目標値	5,058	5,068	5,078	5,088	5,098	-	-
	実績値	4,938	5,004	5,096	4,896	4,711	5,360	5,344
	対前年比 (実績値)	-	1.3	1.8	△ 3.9	△ 3.8	13.8	△ 0.3
	対H21比 (実績値)	-	-	3.2	△ 0.9	△ 4.6	8.5	8.2

入院及び外来患者の状況

(単位：人)

		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
入院 患者数	町立病院	16,977	17,757	17,667	17,757	17,064	17,446	16,478
	計							
外来 患者数	町立病院	56,847	53,415	54,810	56,181	57,923	52,217	49,310
	診療所	6,826	6,299	6,012	4,688	3,539	2,481	2,290
	計	63,673	59,714	60,822	60,869	61,462	54,698	51,600
合 計		80,650	77,471	78,489	78,626	78,526	72,144	68,078

市町村別の患者状況

【平成26年度患者数（診療所除く）】

(単位：人・%)

	入 院		外 来		合 計	
	患者数	比率	患者数	比率	患者数	比率
真室川町	11,033	63.2	37,978	72.7	49,011	70.4
鮭川村	3,272	18.8	6,483	12.4	9,755	14.0
新庄市	973	5.6	2,179	4.2	3,152	4.5
金山町	1,308	7.5	3,418	6.6	4,726	6.8
その他	860	4.9	2,159	4.1	3,019	4.3
合 計	17,446	100.0	52,217	100.0	69,663	100.0

【平成27年度患者数（診療所除く）】

(単位：人・%)

	入 院		外 来		合 計	
	患者数	比率	患者数	比率	患者数	比率
真室川町	12,244	74.3	36,886	74.8	49,130	74.7
鮭川村	2,284	13.9	5,903	12.0	8,187	12.5
新庄市	834	5.1	2,146	4.4	2,980	4.5
金山町	931	5.6	3,173	6.4	4,104	6.2
その他	185	1.1	1,202	2.4	1,387	2.1
合 計	16,478	100.0	49,310	100.0	65,788	100.0

別添資料 2

決算状況及び収支計画

収益的収支

(単位：千円、%)

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
区分		決算額	決算額	決算見込額				
収入	1. 医業収益 a	862,837	801,199	743,525	744,268	739,791	733,704	729,079
	(1) 料 金 収 入	786,815	727,006	670,327	666,378	661,250	656,924	652,299
	入 院 収 益	493,643	451,208	410,355	409,966	409,966	410,666	410,966
	外 来 収 益	293,172	275,798	259,972	256,412	251,284	246,258	241,333
	(2) そ の 他	76,022	74,193	73,198	77,890	78,541	76,780	76,780
	うち他会計負担金	50,642	47,994	50,677	50,677	50,677	50,677	50,677
	うち基準内繰入金	36,959	36,929	36,929	36,929	36,929	36,929	36,929
	うち基準外繰入金	13,683	11,065	13,748	13,748	13,748	13,748	13,748
	2. 医業外収益	217,406	194,878	227,101	261,958	258,045	271,949	276,925
	(1) 他会計負担金	153,712	133,214	163,029	197,391	192,349	206,307	211,265
	うち基準内繰入金	92,288	87,838	87,451	87,665	87,197	86,730	86,330
	うち基準外繰入金	61,424	45,376	75,578	109,726	105,152	119,577	124,935
	(2) 他会計補助金	41,239	39,191	41,601	42,146	42,094	42,040	42,058
	(3) 国(県)補助金	4,195	4,108	6,702	6,702	6,702	6,702	6,702
	(4) 長期前受金戻入	8,201	8,521	8,112	8,188	8,000	8,000	8,000
	(5) そ の 他	10,059	9,844	7,657	7,531	8,900	8,900	8,900
経常収益(A)	1,080,243	996,077	970,626	1,006,226	997,836	1,005,653	1,006,004	
支出	1. 医業費用 b	1,001,895	949,523	930,211	966,363	959,293	967,652	968,393
	(1) 職員給与費	403,920	400,765	402,386	405,152	405,130	405,108	405,086
	基本給	188,316	183,113	188,431	191,411	191,602	191,794	191,986
	退職給付費							
	その他	215,604	217,652	213,955	213,741	213,527	213,314	213,100
	(2) 材料費	192,892	167,611	133,864	135,145	132,442	129,793	127,197
	(3) 経費	212,934	187,084	202,056	217,453	209,564	207,373	205,225
	(4) 減価償却費	42,424	45,300	47,068	46,631	53,414	68,223	75,300
	(5) その他	149,725	148,763	144,837	161,982	158,742	157,155	155,583
	2. 医業外費用	43,595	39,422	38,422	38,049	36,971	36,439	35,902
	(1) 支払利息	10,440	9,743	9,138	8,549	7,971	7,439	6,902
	(2) その他	33,155	29,679	29,284	29,500	29,000	29,000	29,000
	経常費用(B)	1,045,490	988,945	968,633	1,004,412	996,264	1,004,091	1,004,295
	経常損益(A)-(B)(C)	34,753	7,132	1,993	1,814	1,572	1,562	1,709
特別損益	1. 特別利益(D)	19						
	2. 特別損失(E)	30,380	801	1,594	1,000	1,000	1,000	1,000
特別損益(D)-(E)(F)	△ 30,361	△ 801	△ 1,594	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	
純損益(C)+(F)	4,392	6,331	399	814	572	562	709	
累積欠損金(G)								
流動資産(7)	338,546	373,006	372,206	372,000	372,000	372,000	372,000	
流動負債(4)	77,527	154,362	136,073	136,000	136,000	136,000	136,000	
翌年度繰越財源(7)								
当年度許可債で未借入 又は未発行の額(8)								
単年度資金収支額	7,747	△ 42,375	17,489	△ 133	0	0	0	
累積欠損金比率 $\frac{(G)}{a} \times 100$								
医業収支比率 $\frac{b}{a} \times 100$	86.1	84.4	79.9	77.0	77.1	75.8	75.3	
地方財政法施行令第26条第1項 により算定した資金の不足額 (H)								
地方財政法による 資金不足の比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$								
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (I)								
健全化法施行規則第6条に規定する (J)								
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (K)								
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$								

資本的収支

(単位：千円、%)

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
区分		決算額	決算額	決算見込額				
収入	1. 企業債	16,100	23,500	14,000	67,200	99,960	29,700	12,600
	資本費平準化債							
	2. 他会計出資金							
	3. 他会計負担金	34,482	7,053	7,145	7,238	7,332	7,427	7,524
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金	2,556	2,700	2,700	4,320	43,780	4,320	2,700
	7. 工事負担金		5,961					
	8. 固定資産売却代金							
	9. その他							
収入計 (a)	53,138	39,214	23,845	78,758	151,072	41,447	22,824	
うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)								
前年度同意等債で当年度借入分 (c)								
純計(a)-(b)+(c) (A)	53,138	39,214	23,845	78,758	151,072	41,447	22,824	
支出	1. 建設改良費	22,220	39,890	21,308	78,194	147,124	35,025	15,303
	2. 企業債償還金	66,845	43,952	46,336	52,144	52,456	54,405	69,385
	うち建設改良のための企業債分	66,845	43,952	46,336	52,144	52,456	54,405	69,385
	3. 他会計長期借入金返還金							
	4. その他							
うち繰延勘定								
支出計 (B)	89,065	83,842	67,644	130,338	199,580	89,430	84,688	
差引不足額 (B)-(A) (C)	35,927	44,628	43,799	51,580	48,508	47,983	61,864	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	34,366	42,200	42,099	49,880	42,508	46,283	60,164
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他	1,561	2,428	1,700	1,700	6,000	1,700	1,700
計 (D)	35,927	44,628	43,799	51,580	48,508	47,983	61,864	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)								
当年度許可債で未借入又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)								
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)	606,874	586,422	554,086	569,142	616,646	591,941	535,156	

一般会計等からの繰入金の見通し

(単位：千円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	決算額	決算額	決算見込額				
収益的収支	(83,816)	(57,494)	(102,759)	(137,452)	(132,826)	(147,197)	(152,573)
	245,593	220,399	255,307	290,214	285,120	299,024	304,000
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	34,482	7,053	7,145	7,238	7,332	7,427	7,524
合計	(83,816)	(57,494)	(102,759)	(137,452)	(132,826)	(147,197)	(152,573)
	280,075	227,452	262,452	297,452	292,452	306,451	311,524